

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき実施しました監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者等から通知されましたので、同条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年3月12日

四日市港管理組合

監査委員 村上 亘

監査委員 小林 博次

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	令和7年8月22日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 親しまれるみなとづくりについて</p> <p>四日市地区の旧港の整備については、将来を見通して、現在四日市市が進めている中央通りの整備計画を見据え、一体的なまちづくりとして取り組まれない。</p> <p>また、管理組合としては、引き続き、市はじめ関係組織とも連携の上、港に親しんでいただく仕掛けづくりに際し県民・市民の参加を得ることで、持続可能なまちづくりに繋がるよう取り組まれない。</p>		<p>(1) 親しまれるみなとづくりについて</p> <p>四日市市が進めている中央通りの整備計画を見据え、納屋防災緑地から旧港を周遊できるルートの検討や賑わい拠点の整備検討を行っていきます。</p> <p>また、みなとまちづくりの取組に関しては、市や商工会議所など官民連携で組織する「みなとまちづくり協議会」で行うみなとまちづくりの機運醸成のためイベント「BAURA ミーティング」に加えて、今年度は、民間のアイデアを取り入れた「BAURAの夜市」を開催し、多くの県民・市民の方に楽しんでいただくことができました。</p> <p>今後も、港に親しんでいただく仕掛けづくりに官民連携で取り組むことにより、持続可能なまちづくりを進めていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	令和7年9月3日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 利用促進拡大に向けて</p> <p>荷主企業等の利用促進に向けた補助金制度の充実などを図っているところであるが、道路網整備に伴う背後圏の拡大を見据え、四日市港を利用する優位性や補助金の活用について、セミナーや説明会の開催に加え、より効果的なPRの手法を検討するとともに、引き続き航路誘致に取り組み、四日市港の港勢拡大に繋がるよう取り組まれない。</p>		<p>(1) 利用促進拡大に向けて</p> <p>東海環状自動車道の開通が予定される地域では、企業の新規立地に伴い貨物の増加が見込まれており、物流決定前の早い段階から立地予定企業に対して四日市港の利用をアプローチすることが重要となっています。</p> <p>このアプローチを実際の集荷に繋げるには、立地予定企業のニーズを的確に捉え、個別の企業ごとにきめ細やかなPRを行っていく必要があります。</p> <p>これまで、企業が利用しやすくなるように補助制度の見直しや、東海環状自動車道の開通が予定される自治体等と連携するなど、様々なPRに取り組んできたところです。</p> <p>引き続き、企業からの様々な意見を踏まえて、より効果的なPR手法を検討し、集荷の拡大を図ります。これに伴い航路サービスが維持・拡充し、集荷がさらに拡大するという好循環を生み出すことにより、四日市港の港勢拡大に繋げていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	令和7年8月29日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港湾手続きの電子化について</p> <p>港湾手続きの電子化については、今後、国が進める港湾物流手続きシステムの電子化の動きのなかで、管理組合のシステムと連携の取れたシステムを早期に構築することにより、港湾運送事業者等の利便性を高め、四日市港の競争力の確保に繋がるよう取り組まれない。</p>		<p>(1) 港湾手続きの電子化について</p> <p>国では、港湾手続きの電子化の取組を進めており、現在、港湾物流や行政手続等の港湾関連手続、港湾施設の計画から維持管理までの一連の情報等を電子化するシステム（サイバーポート）の利用拡大に取り組んでいるところです。</p> <p>一方、管理組合においても、国の電子化と足並みを揃えて、入出港届や係留施設許可申請を電子化するため、港湾情報システムの改修を行ってきたところです。さらに、令和8年度には、バースの使用状況の可視化を進めるため、国のシステムとのデータ連携に必要な港湾情報システムの改修を予定しています。</p> <p>今後も、港湾運送事業者等の利便性向上を図るため、管理組合の実情に合ったシステム開発が行われるよう国に要望するとともに、データ連携に必要な港湾情報システムの改修を検討することにより、港湾手続きの電子化に向けた取組を進め、四日市港の競争力の確保に繋げていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部建設課	実施年月日	令和7年8月29日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 臨港道路霞・四日市線について</p> <p>現在構想のある臨港道路霞・四日市線については、整備による効果が大きいため、コンビナート企業をはじめとする関係者の協力が得られるような形で港湾計画に位置付け、実現に向けて取り組まれない。</p>		<p>(1) 臨港道路霞・四日市線について</p> <p>本路線の検討ルート案については、より実現性が高いものとなるよう、コンビナート企業をはじめとする関係者からの様々な意見を踏まえて設定しています。</p> <p>今後、本路線については、令和8年2月の四日市港港湾審議会、令和8年3月の交通政策審議会港湾分科会を経て、港湾計画に位置付ける予定であり、港湾計画改訂後もコンビナート企業をはじめとする関係者と協議を行いながら、整備の実現に向けた取組を進めていきます。</p>	